

横浜市歴史博物館特別展「寶林寺 東輝庵展」
広報印刷物・図録のデザイン・印刷業務委託

プロポーザル募集要項

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

1 事業の目的

横浜市歴史博物館では、本年9月14日（土）～11月10日（日）に横浜市南区の臨濟宗円覚寺派の古刹である宝林寺の宝物とその歴史を紹介する特別展を開催します。横浜・永田の地に華開いた禅文化にふれるとともに近世禅林の源流をたどる展示です。

特別展の開催に併せて、展覧会図録及びポスター・チラシ等の広報物を製作することで、特別展を周知し博物館の利用を促進するとともに誘客促進を図る手段とします。本プロポーザルは、博物館の特別展開催事業のうち図録及びポスター・チラシ等広報物の製作業務を専門事業者へ委託することで、より効果的な施策を実施するためのものです。

2 業務概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 横浜市歴史博物館特別展「寶林寺 東輝庵展」図録・広報印刷物のデザイン・印刷業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「業務仕様書（図録）」および「業務仕様書（広報印刷物）」のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約日から令和6年9月30日まで |
| (4) 契約上限金額 | 金3,500,000円（消費税を含む） |

3 参加資格要件等

プロポーザルに参加する者（以下、「提案者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 実績等に関する下記要件をすべて満たすこと。
 - ア 美術展覧会の広報印刷物製本業務の経験を有すること。古美術特に寺院に係わる展覧会図録のデザイン、製作経験を有すること。
 - イ 過去に国公立の展覧会図録について5冊以上の印刷制作実績を有すること。または、過去2年以内に美術展覧会の図録および広報印刷物に関するデザイン・印刷業務を受託した実績を有すること。
- (4) 企画提案募集開始日から締切日までの期間に、国及び地方自治体の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に

- 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者に該当しないこと。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 募集期間 | 令和6年4月30日(火)から5月30日(木) |
| (2) 質問の受付 | 令和6年4月30日(火)から5月14日(火) |
| (3) 素材提供期間 | 令和6年4月30日(火)から5月14日(火)17時まで |
| (4) 質問に対する一斉回答 | 令和6年5月15日(水)17時頃 |
| (5) デザイン提案書等の提出 | 令和6年5月30日(木)17時まで |
| (6) 提案審査 | 令和6年5月31日(金)～6月2日(日) |
| (7) 選定結果通知 | 令和6年6月4日(火)12時以降 |

5 応募について

- (1) 募集期間
令和6年4月30日(火)から5月30日(木)（〆切日は17時必着）
- (2) 申込方法
「6 応募書類」に定める提出書類を期間内に担当まで郵送すること。

6 応募書類

- (1) 提案時の提出書類
- ア ポスターのデザイン案（1件の応募につき3案まで応募可能、その際はA社①案、②案・・・と明記すること）
 - イ 企画提案書（文章・動画・PowerPoint等様式自由）
 - ウ 進行スケジュール案
 - エ 見積書
 - オ 実績一覧
- (2) 提出方法
郵送等(書留郵便等、配達記録が残るもの)により「15 担当」まで送付する。持参は不可。封筒の表に「特別展印刷物デザイン・印刷提案書等在中」と朱書きすること。
なお、期日までに郵送等での提出が困難な場合には、提出書類を電子メール添付にて「15 担当」まで送付し、後日原本を郵送すること。
- (3) 提出された書類の取扱い
- ア 提出されたデザイン提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者（以下、候補者）という。）の選定以外の目的では使用しない。
 - イ 提出のあった提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ウ 提出された応募書類は返却しない。

7 応募条件・権利に関すること

(1) デザイン案について

- ア デザインは、応募者自身のオリジナルであり、国内外で自作未発表のものに限る。
- イ 応募にあたっては、必要に応じて、応募者自身で権利保護等の措置を講じること。

(2) デザインの権利について

- ア デザイン案および提案書等の著作権は、提案者に帰属する。また、最終的に選定された候補者と契約に至ったデザインの権利については、業務仕様書「特記事項（7）」参照。
- イ デザイン案および提案書等で利用される提供画像以外の画像・イラスト等が第三者の有する著作権・肖像権・商標権・意匠権などの権利を侵害するおそれのある場合は、応募者の責任において必要な許可を得た上で、応募すること。またそれらを使用した結果、生じた責任は提案者が負うこと。

8 質問書受付・回答

(1) 質問受付期間

令和6年4月30日(火)から5月14日(火)まで

「15 担当」まで電子メールにて提出する。様式は自由。

※受付期間以降に届いた質問及び郵便、持参、電話、ファックス、口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答

令和6年5月15日(水)17時頃までに、(公財)横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト「お知らせ」ページ (<http://www.yokohama-history.org/aboutus/news/>) に掲載する。

9 応募書類の作成にあたって

(1) 作成書類 (次のア～オ)

ア ポスターのデザイン案

提供素材を使用し、別紙展示趣旨に沿ったデザインを提案すること。選定された場合、提出デザインをポスターデザイン初校にあたるものとする。提供素材については、「15 担当」に連絡のうえ取得すること (取得期間：令和6年4月30日(火)から5月14日(火)17時まで)。

イ 企画提案書 (様式自由)

業務の実施方針および手法、デザイン案について、文章、PowerPoint、動画等のいずれか最適な方法で説明すること (必ずしも紙媒体に限らない)。

ウ 進行スケジュール案 (A4版・様式自由)

納品日に基づいたデザイン作成から納品までの進行スケジュールを示すこと。

エ 見積書 (A4版・様式自由)

企画提案書に基づき、内訳を記した見積書を作成すること (一式形状は不可)。消費税を含めて記載すること。

オ 実績一覧 (A4版・様式自由)

3の(3)に定める文化施設における図録および広報印刷物に関するデザイン・印刷業務を受託した実績を項目等を整理してわかりやすく示すこと。

(2) 提出部数等

ア 正本 1部

デザイン案、企画提案書および実績一覧は記名、見積書は記名・代表者印押印

イ 副本（審査用） 10部

いずれの書類も記名・押印は不要

10 提案審査

デザイン案および企画提案書、見積書について、提案審査を実施する。

(1) 実施日時

令和6年5月31日(金)～6月2日(日)

(2) 実施場所

横浜市歴史博物館（横浜市都筑区中川中央1-18-1）

(3) 提案者の参加

不要（応募書類による審査のみ）

11 評価基準・方法等

(1) 評価方法

提出書類について、(2) 評価基準に基づいて、評価委員会により評価する。(5) に該当した失格者を除いたもののうち、総合点が最も高い者を、候補者として選定する。審査は非公開とし選定内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 評価基準及び配点

1. 進め方の妥当性	スケジュールの進行管理、進め方（手順、手法）は適切であるか。また業務を実施するために必要な体制が確保されているか	20点
2. 提案の妥当性	独自性と創造性があり、かつ企画力と実現性を有した提案がなされているか。	20点
	提供画像を使用し、展示の趣旨をわかりやすく伝えるデザインであるか。	20点
	応募要項および仕様書に示した内容について理解し、遺漏なく提案されているかどうか。	10点
3. 提案力	企画提案書において、デザインの意図や業務の手法などが適切に説明されているかどうか。	10点
4. 実績	「参加資格要件等」（3）の条件を満たしているか。	10点
5. 提案金額	提案内容について、妥当な経費が内訳とともに示されているかどうか。	10点

(3) 評価対象と採点方法

評価対象は、応募書類全体とし、合計100点を満点とする。1者で複数の案を応募する場合は、個別のデザイン案を対象に採点する。

(4) 参加者が1者である場合の取り扱い

プロポーザル参加者が1者1案のみの場合においても、審査の結果、評価点が総合計の70%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を候補者とする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要項に示した提出書類に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の合計金額が契約上限金額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 選定結果の公表及び通知

すべての提案者に対し、令和6年6月4日(火)12時以降(予定)に選定又は非選定の結果を発送する。また、令和6年6月5日(水)(予定)に、(公財)横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト「お知らせ」ページ (<http://www.yokohama-history.org/aboutus/news/>) ですべての選定結果(候補者の名称、総合点および選定理由)を公表する。

13 契約手続き

(1) 契約の締結

候補者と当財団との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2) その他

選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

14 その他

- (1) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 応募書類を提出した後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当財団から指示があった場合を除く。
- (4) 応募書類を提出した後、当財団が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 応募書類書類の作成、提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 応募書類書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

15 担当

〒224-0003 横浜市都筑区中川中央1-18-1

横浜市歴史博物館 特別展担当(花澤 明優美)

a.hanazawa@yokohama-history.org

対応時間: 9時~17時 ただし、休館日を除く